

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（案） に係るパブリック・コメントの実施結果について

1. 実施期間：平成25年12月20日（金）から平成26年1月20日（月）まで
2. 提出者数：2人 【提出方法：郵送1人、メール1人】
3. 意見総数：17件
4. 意見の概要

意見の要旨	市の対応
●条例制定の前提について	
①市が道路整備（自転車ロードの整備）を完了させてから条例案を提示すべきである。	○市では、一部の自転車歩行者道における自転車と歩行者の分離などを進めています。依然として危険な利用が見られるため、ルールやマナーの啓発などが必要となっています。このため、条例を制定し、ルールやマナーを啓発する自転車安全安心利用教室などのソフト施策と、道路環境の整備などのハード施策を市の責務として規定し、ソフト施策とハード施策を両輪で実施することで、自転車の安全な利用の促進を図ります。
②草津市は人口の増加に伴い道路環境が非常に悪い。道路整備をしっかりと行ってから市民に条例案を提示すべきである。	
③自転車事故の増加は個々の責任および劣悪な道路環境が原因でないか。道路整備ができない、よって条例を制定するのでは市の怠慢である。	
④自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例（案）を制定すると同時に、自動車の安全で安心な利用の促進に関する条例も制定すべきである。	○自動車には免許制度があり、安全に運行する技量と知識を持つ者に対して運転免許が付与されており、また、免許更新時には講習を受講する義務が課せられていることから、条例化は必要ないと判断しています。
⑤条例を制定するよりも、市と警察が連携した啓蒙活動や取り組みを行うべきである。	○市では、自転車事故や自転車盗難の防止に取り組んできましたが、更なる取組を行うことで市民の安全で安心な自転車利用の促進を図ることができます。このため、条例を制定し、個々の責務や取り組むべき施策を明らかにするとともに、取組の拡大を図ります。また、条例の制定に併せて、自転車安全安心利用指導員を配置し、警察とともに、自転車による交通ルールの遵守を怠った運転者や、駐輪に不備がある利用者に対して、協働で指導を行うことの協定を締結することで、指導・啓発について相互に連携を図ります。
⑥自転車事故の増加は市民の無謀な運転だけでなく、市の努力不足が原因である。まずは努力不足を反省し、条例を提案すべきである。条例を制定する前に市の努力を見せてほしい。	

意見の要旨	市の対応
●第3条（市の責務）について	
⑦自転車は幼児の頃に家族から与えられ、技能等を習得している。なぜ行政や警察が自転車利用に関する指導等を行うのか。警察や行政は他の大切な仕事をしてほしい。	○市の基本的な役割は、安心していきいきと生活できるまちをつくることです。このため、市民を対象とした自転車の安全で安心な利用に関する啓発の実施や自転車の利用環境の整備など継続的な取組を行い、自転車事故や自転車盗難の防止を目指すことで、安心していきいきと生活できるまちづくりを進めます。また、目的の達成に向けて、行政や警察が相互に連携しながら取組を進めます。
●第4条（市民の責務）について	
⑧「責務」という言葉は非常に失礼である。市民は身の安全について自ら責任を負っている。「責務」という言葉は削除すべきである。「努力」等の表現の方が適切である。	○自転車の安全で安心な利用の促進に関する取組の効果的な実施に向けて、市民の理解と積極的な参加が必要です。このため、これらの事項について、市民が自分の役割として果たすよう、「努力」ではなく、「責務」としています。
●第7条（学校の責務）について	
⑨低学年中に学校や地域を含めた保護者参加の指導を行うべきである。その際、運転免許のような物を与える。	○学校において自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する教育を行うとともに、市は地域や保護者と一緒に教育を受けられる自転車安全安心利用教室を開催します。また、その受講者に対して修了証などを交付します。
●第8条（事業者の責務）について	
⑩「研修」や「情報の提供」の内容は何か。「必要な措置」とは何か。定義が曖昧である。それに対する市の行動が明記されていない。	○「研修の実施、情報の提供その他の必要な措置」の内容については、条例制定後に策定する自転車安全安心利用促進計画の中で明確にします。
●第10条（自転車安全安心利用教室）について	
⑪自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止は学校で教えることである。自転車安全安心利用教室は市長が開催すべきことではない。教育現場の努力という条項を入れるべきである。	○自転車の安全で安心な利用の促進に向けて、児童・生徒・学生だけでなく、市民に対する啓発も必要であるため、市民向けの自転車安全安心利用教室などを行います。また、児童・生徒・学生に対する教育を充実するため、学校の責務を規定しています。

意見の要旨	市の対応
●第11条（道路環境の整備）について	
⑫「努めなければならない」では言い訳じみた感じである。道路環境の整備は必ず行われなければならない。	○道路環境の整備については、必要性や緊急性などに応じた重点的な整備を行いますが、整備については時間を要することから、順次実施していきます。
⑬草津市が滋賀県にあることを知らない市民はいない。「滋賀県」は「県」とすべきである。	○連携および協力の対象者を明らかにするため、「滋賀県」と示しています。
⑭自転車が軽二輪に入っていることをどれだけの市民が知っているのか。自転車と歩行者の道を分けることは大切である。	○道路交通法第2条で、自転車は軽車両と位置づけられていることから、自転車安全安心利用教室や市民への啓発活動、学校での教育などを行うことで、道路交通法上の自転車に関する規定について周知を図ります。また、歩行者や自転車などが安全に通行できる道路環境の整備を検討します。
●その他について	
⑮スピードが出る自転車は競技用以外不要である。スピードが出る自転車は道路で乗ることを禁止する。	○道路交通法第70条で、自転車を含む車両などの運転者は、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。市は、警察と連携して指導・啓発を行うことで、自転車の安全な利用の促進を図ります。
⑯二人乗りが多い。子育て期間は前の荷台のみ取り付け、後ろは人が乗れないようなデザインを考える。	○滋賀県道路交通法施行細則第12条で、16歳以上の者は、6歳未満の幼児を幼児用座席に座らせて運転することができると規定されています。また、幼児用座席には前席用と後席用があり、発達段階に応じて選択することができます。
⑰盗難防止のため、車体が止まって2、3分で自動ロックされる製品を作る。	○自動で施錠される自転車については、開発が進められていますが、市としては、まず、確実な施錠について警察と連携して指導を行うとともに、二重施錠などの啓発を行うことで、盗難の防止を図ります。